

時間外選定療養費の支払いについて

当院は二次救急医療施設として、入院を必要とする緊急性の高い患者さんを対象に24時間体制の診療を行っています。しかし、夜間・休日の時間帯において、緊急性の高くない患者さんが受診されることにより、本来の目的である重症患者さんへの対応に支障をきたしています。地域の救急医療を安全に提供するため、緊急性を要しない時間外外来の受診については、診療費とは別に「時間外選定療養費」をお支払いいただきます。

支払金額 7,700円（税込み）

対象時間

平日	17:00 ~ 翌日 8:30
土曜日（第3を除く）	12:30 ~ 翌日 8:30
第3土曜日、日曜日、祝日 12月30日 ~ 1月3日	終日

請求開始日 2024年12月1日（日）

次に該当する場合は対象外となります

- (1) 救急車で搬入の場合
- (2) 国の公費負担医療制度の受給対象者
- (3) 特定の障害、特定の疾病などにより各種公費負担制度の受給対象者
(こども医療証の方は除く)
- (4) 労働災害・公務災害、交通事故の場合
- (5) 他院から救急外来受診のための紹介状を持参した場合
- (6) 受診後、そのまま入院となった場合
- (7) 当院で継続治療中の場合
- (8) 妊娠・ご出産の場合
- (9) 当院の医師より指示があり、事前に予約されている場合

2024年11月22日
相模原協同病院 病院長